

事故発生時の報告について

～全サービス～

令和7年度 集団指導資料
〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

目次

1. 事故報告について P3
2. 主な変更点 P4~P6
3. 報告までの流れ P7

1.事故発生時の報告について

(1) 事故報告の意義

介護保険サービス事業所においては、サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市区町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

また、事故報告書を用い報告することにより、普段の業務内容を見直すことにも繋がります。

(2) 日向市要綱の一部改正

介護保険最新情報Vol.1332に基づき、令和7年7月3日に日向市介護保険事故報告事務取扱要綱を改定し、事故報告の一部変更を行っています。

今回の要綱の一部改正により、市に報告が必要な事故・事故報告書様式・報告方法の見直しを行っております。

2.主な変更点

(1) 報告対象事故

- ① 死亡に至った事故
- ② 医師（施設の勤務医又は配置医を含む。）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ③ 窒息に至った事故
- ④ 誤薬に至った事故
- ⑤ 利用者又はその家族からの苦情につながるおそれのある事故
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、事業者の長が報告する必要があると認める事故

(2) 事故報告書様式

令和7年9月1日以降に発生した事故については、新様式またはロゴフォームにてご報告ください。

新様式は、下記URLからご確認ください。

（日向市ホームページ）<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=230713142522>

2.主な変更点

(3) 報告方法

- 事故が発生した際の日向市への電話による報告について
発生した事故の結果、**利用者が亡くなった場合のみ、電話での報告が必要**です。
- 第1報～最終報告について
以下のいずれかの方法により、市に提出してください。

電子申請システムによる方法

- 1.当該システムへ入力する方法により、市に提出する場合
URL：<https://logoform.jp/form/qfqE/1003764>
- 2.事故報告書を作成し、当該システムを使用し、市に提出する場合
URL：<https://logoform.jp/form/qfqE/952561>

2.主な変更点

(4) 報告期限

①死亡事故が発生した際の日向市への電話による報告について
事故発生日当日内にご報告ください。

②第1報について

少なくとも、下記を記載し、**事故発生日翌日から数えて5日以内**に市に報告してください。

※ただし、事故処理について早期に解決した場合については、(7)～(8)を記載し、最終報告として報告することが可能

- | | | |
|-----------|--------------|--------------|
| (1) 事故状況 | (2) 事業所の概要 | (3) 対象者 |
| (4) 事故の概要 | (5) 事故発生時の対応 | (6) 事故発生後の状況 |

③第2報以降（経過報告）について

事故処理が長期化する場合は、随時、「(6) 事故発生後の状況」に追記する方法で、途中経過を市に報告してください。

④最終報告について

事態が終結した際、下記を記載し、市に報告してください。

- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期及び結果等）